

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)

在外研究

2011年度研究成果報告書

研究代表者	所属・職名		氏名	
	法学部教授		岩月 直樹 印	
研究課題	国際紛争処理における経済的措置の国内実施手続の現状と課題 — 対抗措置の国内実施過程における法規律の分析 —			
研修期間	2011年 4月 1日 ~ 2012年 3月 31日 (366 日間)			
経費	年度経費	SFR 助成額	所属学部からの 補助額	合計
	2010年度	564,600円	1,600,000円	2,164,600円
	2011年度	425,844円	1,600,000円	2,025,844円
主な滞在国 及び 研究機関名	国名	研究機関名		
	英国 イタリア	Lauterpacht Center for International Law (Cambridge) Università degli studi di Roma, Facoltà di giurisprudenza		

研究成果の概要 (図・グラフは使用しないこと)

本研究については2012年9月まで研究が継続する。2011年度末までの研究経過は下記の通り。

EU域内における経済制裁の実施に際しては、EU機関相互間における権限配分の問題とEU機関及び加盟国との間における権限配分の問題が生じ、これらについては欧州裁判所による関連判例の検討分析を中心に検討した。検討に際しては、ローマ大学における受入教員である Enzo Cannizzaro 教授および同大学に所属する研究員による助言および同教授との議論から複雑な問題を理解する上で大変に有益な知見を得られた。とりわけ、EUの対外権能を主に研究している Alessandra Mignolli 女史からは、同氏の著書である *L'Azione esterna dell'Unione Europea e il principio della coerenza*[External Actions of the European Union and the Principle of coherence] (Jovene Editore, 2009) を基にEUの気候的仕組み及び関連する判例について貴重な教示を直接に得ることができている。

また、Cannizzaro 教授の助言を承け、「国際法秩序の立憲化」という観点から対抗措置の実施をめぐる諸問題を俯瞰する検討を行い、ローマ大学にて“Constitutional Challenge to the Law of Countermeasures: Some Reflection on Constitutionalization of International Law and Its Implications for the Law of Countermeasures”と題する公開研究会を開催し、講演を行った。本講演では、国際社会における共通利益の承認とその保護を基本とする立憲化へ向かう動きを背景として、「立憲化」を国家権力の「脱俗人性」という観点から定義し、当該観点から対抗措置が国際法秩序における平和的紛争処理を通じた「法の支配」の実現を図るための法的権能として承認されるようになっている点を指摘し、対抗措置をめぐる法的規制を当該権能の本来的な機能に抑えるための内在的制約という観点から捉え直す視点を提示した。

Lauterpacht Research Centre for International Law においては、同研究所に各国から集まる他の客員研究員からそれぞれの国においてEUに夜物にかかわらず広く経済制裁の実施につき、資料の入手方法を含め、様々な情報を得ることができ、それらをもとにEU加盟国内における経済制裁の実施に係わる関連法令および関連判例についても資料の収集を行った。とりわけ、同研究所における滞在期間が重なった客員研究員には国際投資保護の研究に従事している者が多かったため、彼らとの研究会あるいは個人的な対話を通じて、経済制裁の実施が

研究成果の概要 (つづき)

国際投資保護との関係で提起する問題及びそれへの対応に関する検討を進めた。現在までの調査における検討状況は下記の通り。

歴史的に、外国人・企業の在外資産 (foreign properties) は投資の受入国と投資家の本国との国家間関係の影響を被ることが多く、前者が後者によりその国際法上の権利を侵害されたと考えた場合には、後者の国民および企業が自国内に有する在外資産を凍結するなどの措置が執られてきた。今日では一般市民の資産が凍結されることはまれになっているが、1979年の在テヘラン米国大使館占拠人質事件に際し、イランに対する対抗措置として、米国政府はイランの一般国民が有する資産の凍結も含めた措置の実施についても検討するなどしている。他方で、近年では在外資産の保護を二国間協定あるいは地域協定として定めることが極めて顕著になってきている。これらの協定では在外投資 (foreign investments) および外国投資家の投資活動は公正衡平待遇条項をはじめとする実体的保護の他に、当該条項に基づく義務に投資受入国が違反した場合における国際仲裁手続を通じた請求を自ら提起することができるようになっている。このような在外投資に関する保護をめぐる法的展開は、外国投資家の国籍国からの独立性を意識させることとなり、国際投資保護協定に基づく保護に対して投資家が自己自身の独立した権利を有するとする認識を一部に生じさせるに至っている。こうした状況は、従来、投資財産の凍結 (の可能性) を通じて投資家本国に対して国家責任の解除を迫るために重要な役割を果たすものと考えられてきた国際法上の対抗措置の利用可能性との関係で、大きな問題を提起するようになってきている。投資家はその本国から独立した権利を国際法上有するというのであれば、当該投資家は投資家本国と投資受入国との国家間紛争にとっては第三者と認められ得ることとなり、投資受入国は自らの対抗措置を投資家の本国に対しては国際法上正当な措置として主張できるとしても、当該対抗措置が国際投資協定の義務に抵触する限りにおいて、投資家に対してはその正当性を主張できず、賠償を投資家に対しては支払わなければならないこととなるためである。このような状況が国際投資保護協定の解釈適用およびそれらの調停と対抗措置に係わる慣習国際法との関係として適当なものであるかについては、しかし、あくまで投資家はその本国の国籍を通じた法的紐帯有をもって国際法上の保護を受けていることをふまえるならば、単純にそのように考えられるわけではない。このような観点から現在、国際投資協定の構造をふまえて投資家とその本国との関係をより詳細に分析、投資家の権利の法的性質を明らかにすると共に、対抗措置が現在の国際法の下で有する意義・重要性を特定し、これらの要素をふまえた上で、一定の見解を示すことを目指して検討を進めている。

キーワード (研究内容を適確に表しているものを5項目で記入)

〔対抗措置〕〔経済制裁〕〔国際紛争処理〕〔国際投資保護〕〔国際法の国内実施〕

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

③公開講演会における報告

報告題名: "Constitutional Challenges to the Law of Countermeasures: Some Reflection on Constitutionalization of International Law and Its Implications for the Law of Countermeasures."

開催日: 2011年12月7日

開催場所: Università degli studi di Roma, Facoltà di giurisprudenza

※この(様式2)に記入の、成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A4縦型横書き1枚・自由様式)を添付すること。